政策・ 制度解説 親族以外の者に対する事業承継

金属労協政策企画局次長/浅井(茂利)

金属労協では、2012年4月金属労協では、2012年4月金属労協では、2012年4月金票を対象に、「同業他社や従業員への承継など、親族以外の者に対して、安心して事業の引き継ぎをして、安心して事業の引き継ぎをあよう主張、経済産業省などに働きかけを行ってきた。

カ所に国が設置している「事業引力所に国が設置している「事業引力所に国が設置している「事業引力所に国が設置している「事業引力所に国が設置している「日本再興戦略」では、経営利力所に国が設置している「事業引力所に国が設置している」を関する。

は前進しつつある。ることが打ち出されるなど、状況とぎ支援センター」を全国展開す

ご紹介することとしたい。承継を進める上での課題について、 係方面へのヒアリング等を踏まえ、 係方面へのヒアリング等を踏まえ、

いる。

事業承継問題これから深刻化する

円以下、小売業・飲食店・サービス次産業と個人事業所を除く中小企業・常用雇用者300人以下、また小売業・飲食店は50人以下、または資本金3億円以下、卸売業は1億

ス業は5人以下)となって知売業・小売業・飲食店・サービ規模企業(常用雇用者20人以下、あり、そのうち136万社が、小まり、そのうち136万社が、小まには、100円以下)が178万社

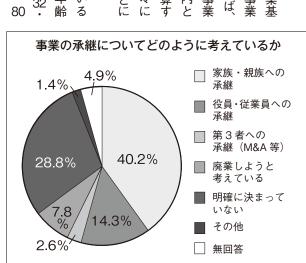
2011年に中小企業基盤整備機構が行った「事業 経整備機構が行った「事業 経整備機構が行った「事業 経整備機構が行った「事業 経整備機構が行った「事業 経整備機構が行った「事業 を 1 によれば、 1

0%、70歳代18・8%、80 別に見ると、60歳代で32・ 後継者が決まっている

なることが予想される。 歳代以上10・6%の企業で決まって

8%となっている。
「明確に決まっていない」が28・経営者が4・2%、「役員・従業員への承継」が14・3%、「第3者への承継(M&A等)」が2・6%、「廃業の承継(M&A等)」が2・6%、「廃業の承継(M&A等)」が2・6%、「廃業の承継(M&A等)」が2・6%、「廃業の承継(M&A等)」が2・6%、「発達を表する。

もが後を継がないので廃業、といろうが、そうではなく、単に子どらしてやむを得ない場合もあるだらを



資料出所:中小企業基盤整備機構「事業承継実態調査」2011年1~2月実施

失である。 失である。その企業の持つ技術・問題である。その企業の持つ技術・問題である。その企業の持つ技術・問題である。その企業の持つ技術・問題である。との企業の持つ技術・問題である。

思いのほか高い。 思いのほか高い。 思いのほか高い。 の事業承継というと、息子、娘といった家族・親族への承継が一般的のように思われるが、 ②本人に承継の意欲と能力がある。 ②本人に承継の意欲と能力がある。 ②本人に承継の意欲と能力がある。 ②本人に承継の意欲と能力がある。 ②本人に承継の意欲と能力がある。 ②本人に承継の意欲と能力がある。

大企業でも決して安泰とは言え大企業で活躍していれば、実家の後を継ぐ可能性は低くなるだろう。2003年とかなり古いが、東京商く可能性は低くなるだろう。2000年代以前に承継した場合には、9割が家族・親族だったのが、 東京商には、9割が家族・親族だったのが、 東京商には、9割が家族・親族だったのが、 東京商には、9割が家族・親族だったのが、 東京商には、9割が家族・親族だったのが、 東京商との3年との過程をということである。

承継しない場合家族・親族が

家族・親族に適当な承継者がい

族・親族が別の人生を選択した場なかったり、跡を継いで欲しい家

選択肢になる。 ①従業員に承継する、②第三者

ある程度の規模の中小企業であれば、従来の経営者一族が大株主れば、従来の経営者一族が大株主いう、所有と経営の分離でやっていう、所有と経営の分離でやっていくことも可能であろう。従来の経営者一族には、事業に精通した者に経営を委ねられるというメをる従業員にとっても、株式購入なる従業員にとっても、株式購入なる従業員にとっても、株式購入なる従業員にとっても、株式購入が最小限で済むので、資金負担がある。

しかしながら企業規模が小さい 場合には、所有と経営の分離は、 従来の経営者一族にとってリスク が大きすぎる。売れるものなら株 が大きすぎる。売れるものなら株 用の土地も手放して現金にしたい、事業 可がような意向があれば、承継する る従業員が用意しなくてはならな いうような意向があれば、承継する る従業員が用意しなくてはならな いうような意向があれば、承継する いうような意向があれば、水がりの高額となって いうような。

者を考えている経営者は2・6%業承継実態調査」において、第三第三者への承継については、「事

増えてくる可能性がある。件が整えば、第三者承継の事例がも45・9%に達しているので、条に抵抗感が「ない」という経営者に抵抗感が、一方で、事業売却に過ぎないが、一方で、事業売却

「第三者」と言っても2種類あり、ひとつは同業他社、もうひとつは、業種企業である。前者の場合は、だけまでのライバル企業に設備といった不安があるし、後者の場合は、売り手と買い手のはないか、といった不安があるし、はないか、といった不安があるし、はないか、といった不安があるし、はないか、といった不安があるし、はないか、といった不安があるし、はないか、といっ方とも相です。大力の場合は、売りという問題がある。

なる。 では、資金の手当てと調査能力の には、資金の手当てと調査能力の 族・親族以外への承継を行う場合 でして、小規模企業において家

事業引継ぎ支援センター

(それくらいの手数料が見込めなけの手数料は、1千万円程度はかかるの仕事である。しかしながら、そ機関や民間のM&A支援会社など機関や民間のM&A支援会社など機関を民間のM&A支援会社など場がよりである。

が かかるわけで、小規模企業では支条 接の費用とは別に、この手数料が ことである。株式買い取りなど直却 れば、引き受けてくれない)との

成立しているとのことである。 3月末現在で3件の承継がすでに ビスをはじめて1年で約30件の直 ドルはだいぶ低くなっている。サー 実費のみということなので、ハー 弁護士や税理士に関する費用など 相談・紹介だけでなく、直接の支 都事業引継ぎ支援センターでは、 できない企業が多いことから、 務としているが、支援会社を利用 相談とM&A支援会社の紹介を業 もともと、M&Aに関する無料の ぎ支援センター」を設置している。 なっているからである。 直接的な支援サービスが可能と のM&A専門家を擁しているので、 れは、東京の支援センターが4名 接支援を行っており、2013年 援サービスを行っている。費用は、 京商工会議所が受託している東京 大阪、松山、福岡)に「事業引継 所(北海道、宮城、東京、静岡、愛知、 国は委託事業として、全国8カ

ることになっており、それ自体は興戦略」において、全国に展開すについては、安倍内閣の「日本再この「事業引継ぎ支援センター」

要と言えるだろう。 ビスが提供できる体制づくりが必 援センターの全国展開とともに、 を確保しようとしても、なかなか につきづらいので、地方で専門家 小規模企業に対する直接支援サー 困難なようである。事業引継ぎ支 る東京のようなところでないと身 Aの実務は、企業の本社が集中す

資金面 の問 題

が何よりも問題となる。 承継する場合、資金面での手当て 前述のとおり、 企業を従業員に

買い取り資金にも使えるというこ ちは設備資金と運転資金とされて 公庫のホームページでは、 象とする前者は、 業と中小企業事業というふたつ とになっているが、日本政策金融 年以内、運転資金7年以内である。 00万円、融資期間は設備資金15 の枠組みがあり、小規模企業を対 いう制度融資がある。国民生活事 策金融公庫の事業承継支援資金と れば、事業承継支援資金は株式の 中小企業庁のホームページによ 制度的枠組みとしては、 融資限度72 日本政 使いみ

> ひはっきり表示して欲しいところ にも使えるということなので、ぜ れ確認したところ、株式買い取り いる。中小企業庁と公庫にそれぞ

結構なことである。ただし、

M &

かりにくさにつながっている。 とひと括りにされているのも、 けでなく、企業再建のための融資 う名称になっており、事業承継だ 業再建・事業承継支援資金」とい ちなみに、2012年度の融資 また日本政策金融公庫では、 企 分

であろう。 資制度に見直していくことが必要 業における事業承継の実態に即し 難ということであれば、小規模企 得られなかった。もし要件が厳し ついて公庫に質問したが、回答は 込んでも融資がおりにくいのかに ので融資実績が少ないのか、申し くらいなのか、申し込みが少ない このうち、事業承継の融資はどの すれば、実績はきわめて少ない。 事業承継をあわせて、わずか75 実績(国民生活事業)は、企業再建・ た、多くの承継者が利用できる融 人が融資を受けることがかなり困 136万社の小規模企業の数から 12億4100万円にすぎず、 経営者としての実績のない個

必要な場合とが

ある。 債務カットや返済繰り延べによっ より、経営者が交替して債務カッ 経営再建で経営者が残って債務 していくことは、きわめて重要で カットをするよりも、事業承継に り困難になるだろう。とはいえ、 業員や第三者への事業承継は、 て、事業承継が円滑に進むように トをするほうが筋のよい話なので 対象企業が債務超過の場合、

検討しているとのことである。 事業承継をするというスキームを トや返済繰り延べをしてもらい 共同で金融機関と交渉し、債務カッ では、中小企業再生支援協議会と 東京都事業引継ぎ支援センター

早期 の準備が不可 欠

会社はすべて自分のもの、という 感覚の人もいるかもしれない。 なければ、どうすることもできな い。中小企業の創業者の中には しても、経営者に取り組む意欲が 事業承継の制度整備が進んだと

> がある。割増退職金を支払って終 情的にはわからないでもない わり、というものではないはずで 者には、従業員の雇用を守る責任 1人でも人を雇っていれば、 経営

ょ 従

ある。

ない、ということを納得してもら 業員と顧客を守るためであって、 親族がいる場合には、一族の合意 わなくてはならない。 しているのは、あくまで事業と従 とである。政府が事業承継を支援 形成にかなり時間がかかるとのこ や、その会社で働いている家族 継を決断しても、経営者の相続人 経営者一族に財産を残すためでは 経営者が従業員や第三者への承

要素である 手続きが必要となってくる。早期 の手当て、債務に関する金融機関 査(デューディリジェンス)、資金 ても、承継先の選定、お互いの調 業承継を実現するために不可欠な すべての関係者にとって、よい事 冢族・親族、 に準備を進めることが、経営者 との交渉など、さまざまな作業 家族・親族の合意ができたとし 従業員、承継者など、



【中小企業のための事業承継対策】

親族外承継(第三者)

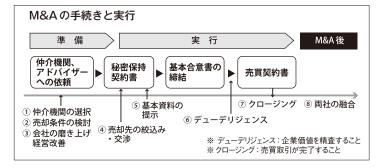
親族外承継(第三者)とは、親族や従業員など身近なところに後継者候補がいない場合などに検討されるもので、マッチングにより招聘する外部人材や事業譲渡先企業を選定するものです。

1 M & A の手続きと注意点

- ・M&A の検討においては、社内・社外に対する秘密保持 が最も重要です。一方、自社に都合の悪いことでも、買 い手企業に対しては、「隠し事をしない」ことが大切です。
- ・M & A は、交渉次第で企業の評価が大きく異なりますので、専門の仲介業者に相談してみることも有効です。

【M&Aとは】

M&A とは、合併 (Merger) と買収 (Acquisition) を意味する言葉で、会社全部を譲渡する場合や一部を譲渡する場合など、さまざまな形態があります。近年は、中小企業における M&A の件数は増加しています。



2 会社の魅力の「磨きあげ」

- ·「売れる」会社になるためには、会社の魅力の「磨きあげ」 が重要です。
- ・現時点で会社を売却した場合の価格の目安を試算し、企業 価値を向上するための指標とすることが有益となります。

【会社の魅力の「磨きあげ」を行う際のポイント】

- ・業績の改善、無駄な経費支出の削減
- ・貸借対照表のスリム化、オーナーと企業との線引きの明確化
- ・セールスポイントとなる会社の「強み」を作る
- ・知的資産の重要性(優良な顧客、ブランド価値やイメージ等)

3 各種支援策の活用

「事業引継ぎ支援センター」では、事業の引継ぎ先企業との引き合わせ (マッチング)、契約締結に向けた支援を行っています。

- ・中小機構では、民間の投資会社や金融機関等と共に、事業継続ファンドを組成しています。
- ・株式会社日本政策金融公庫では、後継者不在等の企業 をM&A等により取得するための資金について融資を行 う制度があります。

資料出所: 中小企業基盤整備機構

「中小企業経営者のための事業承継対策」

親族外承継(従業員等)

親族外承継のうちの多くを占めると考えられる共同 創業者、専務等番頭格の役員、優秀な若手従業員、工 場長等の従業員が後継者候補となる承継では、後継者 の株式買取資金や、個人保証等が障害となります。

将来のオーナー経営者の子息等への中継ぎとして、 一時的に親族外承継(従業員等)が行われることもあ ります。

1 関係者の理解・後継者教育

- ・基本的には親族内承継の場合と同様ですが、関係者の 理解を得るまでにより多くの時間がかかることもある ため、注意が必要です。
- ・現経営者の親族の意向や後継者候補の経営方針は、十 分に確認しておくべきです。

【関係者の理解を深める為のポイント】

- ・事業の継続性を保つため、事前に経営理念や経営計画を 明確にし、社内に公表します。
- ・後継者候補が事前に一定期間役員等として社内で活動します。
- ・事業承継後も、現オーナー経営者が一定期間後継者をサポートすることが有効な場合もあります。

2 株式・財産等の分配

・一般的には、オーナー経営者の親族でない経営陣や従業員 には株式を買い取るほどの資金がないケースが多いです が、後継者の能力や事業の将来性を担保としてMBO(マ ネジメント・バイ・アウト)が利用できる場合があります。

①会社法の活用

- ・拒否権付種類株式(黄金株)を発行して、重要事項についての拒否権を現オーナー経営者が保持しつつ、後継者に株式の大部分を贈与・譲渡する手法があります。
- ・議決権のある普通株式を後継者に取得させて経営権を集中 しつつ、配当を優先させた議決権制限株式を後継者以外の 親族に相続させてバランスをとることも考えられます。

②事業承継のための資金調達

・株式買取資金については、経営陣の能力や事業の将来 性を担保として、金融機関の融資や投資会社の出資等 を受けられる場合もあります。

例えば、経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣 の認定を前提に、株式会社日本政策金融公庫による後 継者個人への融資が活用できる場合もあります。

・MBO (マネジメント・バイ・アウト) 会社の経営陣 (マネジメント)が、株式を取得して経営 権を取得する手法です。株式は、経営陣が個人として取 得する方法があるほか、株式を取得するための受け皿会 社「SPC:特別目的会社」を設立し、これが買収する方 法もあります。

3 個人保証・担保の処理

- ・現オーナー経営者の個人保証について、後継者も連帯 保証人に加わることを求められる場合があります。
- ・現経営者は、事業承継に向けて債務の圧縮に努めると ともに、金融機関との交渉や、後継者の負担に見合っ た報酬の設定等の配慮が必要でしょう。